

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

		<p>（受益証券の買取りに関する読替え） 第三十一条（略）</p> <p>2 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りにおいて非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>
<p>第二百二十六条第一項</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第二項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百三十七條</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二十四條ノ三第三項</p>	<p>第二百二十六条第一項</p>
			<p>（受益証券の買取りに関する読替え） 第三十一条（略）</p> <p>2 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りにおいて非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える非訟事件手続法の規定</p>
<p>第二百二十六条第一項</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第二項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百十七條第二項、第二百三十七條</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二十四條ノ三第三項</p>	<p>第二百二十六条第一項</p>

第二項、第二百四十五
条ノ三第三項、第二
百四十六條第二項、第
二百五十八條第二項、第
二百六十三條第四項、
第二百八十條ノ八第三
項、第二百八十條ノ十
八第二項及ヒ第二百八
十二條第三項、基準用
規定、同法第五百十三
條第二項、第七十三
條第一項、第八十一
條第一項、第二百三十
七條ノ二、第二百六十
條ノ四第四項、第二
百八十條ノ八第一項、第
二百九十一條第二項、
第二百九十三條ノ八第
一項及ヒ第二百九十四
條、有限会社法（昭和
十三年法律第七十四号
）第八條第一項但書、
第十二條ノ二第一項、

第二項、第二百四十五
条ノ三第三項、第二
百四十六條第二項、第
二百五十八條第二項、第
二百六十三條第四項、
第二百八十條ノ八第三
項、第二百八十條ノ十
八第二項及ヒ第二百八
十二條第三項、基準用
規定、同法第五百十三
條第二項、第七十三
條第一項、第八十一
條第一項、第二百三十
七條ノ二、第二百六十
條ノ四第四項、第二
百八十條ノ八第一項、第
二百九十一條第二項、
第二百九十三條ノ八第
一項及ヒ第二百九十四
條、有限会社法（昭和
十三年法律第七十四号
）第八條第一項但書、
第十二條ノ二第一項、

	<p>第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ヒ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項</p>	<p>（略）</p>	<p>第三百三十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条ノ二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>
	<p>第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ヒ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項</p>	<p>（略）</p>	<p>第三百三十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条ノ二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

(略)	テ準用スル場合ヲ含ム (、第三百七十四条ノ 二十三第七項、第四百 八条ノ三第二項及ビ第 四百十三条ノ三第七項 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(投資法人の設立等に関する読替え)
 第五十九条 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立總會
 について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定
 において準用する同法の規定を含む)に係る技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十条第	株式引受人	投資法人ガ設立ノ際

(略)	テ準用スル場合ヲ含ム (、第三百七十四条ノ 二十三第七項、第四百 八条ノ三第二項及ビ第 四百十三条ノ三第七項 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(投資法人の設立等に関する読替え)
 第五十九条 法第七十三条第四項の規定において投資法人の創立總會
 について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定
 において準用する同法の規定を含む)に係る技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十条第	株式引受人	投資法人ガ設立ノ際

二項		議決権ノ総数	二発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
(略)	(略)	投資口ノ総口数	(略)

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十一条 法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百九条第三項	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)

二項		株式ノ総数	二発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
(略)	(略)	投資口ノ総口数	(略)

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十一条 法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百九条第三項	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)

株券

投資証券

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第二項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	第二百二十四条第三項	株式申込人、株式引受人、質権者又ハ端株主	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者又ハ質権者	(略)

株券及端株券

投資証券

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第二項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	第二百二十四条第三項	株式申込人、株式引受人	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者	(略)

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

第一項	第二百十六条	(略)	株主及株主名簿	株券	第二項	第二百十四条	株券	投資証券	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	旧株券	(略)				投資証券					
	旧投資証券	(略)	投資主及投資主名簿	投資証券		投資証券					

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

第一項	第二百十六条	(略)	株主及株主名簿	並二	株券及端株券	第一項	第二百十四条	株券	投資証券	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	旧株券又八旧端株券	(略)					投資証券					
	旧投資証券	(略)	投資主及投資主名簿	及	投資証券		投資証券					

新株券	新投資証券
-----	-------

(投資口の併合における端数の処理に関する読替え)
 第六十五条 第八十六条第四項の規定において同条第一項及び第二項の場合について商法第二百二十条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第四項	株券	投資証券

(投資主総会に関する読替え)
 第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

新株券又八新端株券	新投資証券
-----------	-------

(投資口の併合における端数の処理に関する読替え)
 第六十五条 第八十六条第四項の規定において同条第一項及び第二項の場合について商法第二百十七条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十七条第三項	株券又八端株券	投資証券

(投資主総会に関する読替え)
 第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)	(略)	(略)	(略)
条第一項	第二百三十九 定款	総株主ノ議決権ノ過半 数ヲ有スル株主	発行済投資口ノ総口 数ノ過半数ニ当ル投 資口ヲ有スル投資主
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)
第七十四条 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
条第一項	第二百三十九 定款	発行済株式ノ総数	発行済投資口ノ総口 数
(略)	(略)	株主	投資主
(略)	(略)	株式ヲ	投資口ヲ
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)
第七十四条 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第二百八十条 ノ十七第二項	株券	投資証券

(計算に関する読替え)
第七十九条 法第二百三十九条第一項の規定において投資法人について
商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において
準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のと
おりとする。

読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第二百八十条 ノ十七第二項	株券及端株券	投資証券

(計算に関する読替え)
第七十九条 法第二百三十九条第一項の規定において投資法人について
商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において
準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のと
おりとする。

読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(略)		(略)		(略)	
第二百九十四 条第一項		定款	規約		
		総株主ノ議決権ノ百分 ノ三以上ヲ有スル株主	発行済投資口ノ総口 数ノ百分ノ三以上ニ 当ル投資口ヲ有スル 投資主		

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)
 第八十四条 法第四百一条第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百四十九条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読み替える商 読み替えられる字句	読み替える字句
------------------	---------------------	---------

(略)		(略)		(略)	
第二百九十四 条第一項		定款	規約		
株主	株式ヲ	発行済株式ノ総数	発行済投資口ノ総口 数		
投資主	投資口ヲ				

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)
 第八十四条 法第四百一条第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百四十九条の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法 の 規 定	読み替える商 読み替えられる字句	読み替える字句
------------------	---------------------	---------

(略)	(略)	(略)
第三百四十九 条第二項にお いて準用する 第二百四十五 条ノ三第一項	株式ノ種類及数	投資口ノ口数
(略)	(略)	(略)

(解散に関する読替え)

第八十六条 法第四百四十四条の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六条ノ	総株主ノ議決権ノ十分	発行済投資口ノ総口

(略)	(略)	(略)
第三百四十九 条第二項にお いて準用する 第二百四十五 条ノ三第一項	株式ノ額面無額面ノ別 ノ種類及数	投資口ノ口数
(略)	(略)	(略)

(解散に関する読替え)

第八十六条 法第四百四十四条の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える商 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六条ノ	発行済株式ノ総数	発行済投資口ノ総口

二第一項		ノ一以上ヲ有スル株主 数ノ十分ノ一以上ニ 当ル投資口ヲ有スル 投資主
------	--	---

2 法第四百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百七条		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
株主	会社			投資法人
				投資主

二第一項			数
株主	株式ヲ		投資口ヲ
			投資主

2 法第四百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百七条		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
株主	会社			投資法人
通知ヲ発シ且端株券ヲ 発行シタル場合ニ於テ ハ之ヲ公告スル				投資主
				通知ヲ発スル

(合併に関する読替え)

第八十七条 法第五十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ三第一項	株式ノ種類及数	投資口ノ口数
(略)	(略)	(略)

2 法第五十条第一項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅する投資法人の投資口を目的とする質権について商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定を準用する場合に

(合併に関する読替え)

第八十七条 法第五十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ三第一項	株式ノ額面無額面ノ別ノ種類及数	投資口ノ口数
(略)	(略)	(略)

2 法第五十条第一項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅する投資法人の投資口を目的とする質権について商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定を準用する場合に

。おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)	(略)
第二百九条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
	株券			投資証券

(非訟事件手続法の規定の読替え)

第九十三条 法第八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

。おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)	(略)
第二百九条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
	株券及端株券			投資証券

(非訟事件手続法の規定の読替え)

第九十三条 法第八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

<p>第二百二十六条 第一項</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第一項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十條ノ八第三項、第二百八十條ノ八第二項及び第二百八十二條第三項、基準用規定、同法第一百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十七條ノ二、第二百六十</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第四十四條ニ於テ準用スル商法第五十八條ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第九十九條第一項又八第六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十九條第二項又四百四十九條第二項又八投資信託及び投資法人に関する法律第五百十條第一項ニ於テ準用スル商法第四百八條ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第</p>
------------------------	---	---

<p>第二百二十六条 第一項</p>	<p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十條ノ八第三項、第二百八十條ノ八第二項及び第二百八十二條第三項、基準用規定、同法第一百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第四十四條ニ於テ準用スル商法第五十八條ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第九十九條第一項又八第六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十九條第二項又四百四十九條第二項又八投資信託及び投資法人に関する法律第五百十條第一項ニ於テ準用スル商法第四百八條ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第</p>
------------------------	---	---

<p>第三百三十二条 ノ六第一項</p>	<p>(略)</p>	
<p>商法第二百四十五条ノ 三第三項(同法第二百 四十五条ノ五第五項、</p>	<p>(略)</p>	<p>条ノ四第四項、第二百 八十条ノ八第一項、第 二百九十一条第二項、 第二百九十三条ノ第八 一項及ビ第二百九十四 条、有限会社法(昭和 十三年法律第七十四号 ノ)第八条第一項但書、 第十二条ノ二第一項、 第二十八条ノ二第一項 、第四十四条ノ三第一 項、第四十五条及ビ第 五十二条ノ三第一項並 ニ株券等の保管及ビ振 替に関する法律(昭和 五十九年法律第三十号 ノ)第三十二条第七項</p>
<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第百 四十一条ニ於テ準用</p>	<p>(略)</p>	<p>二百四十五条ノ第三 三項ノ規定及ビ投資 信託及び投資法人に 関する法律第百二十 三条第一項ニ於テ準 用スル商法第二百八 十条ノ十八第二項ノ 規定</p>
<p>第三百三十二条 ノ六第一項</p>	<p>(略)</p>	
<p>商法第二百四十五条ノ 三第三項(同法第二百 四十五条ノ五第五項、</p>	<p>(略)</p>	<p>条ノ四第四項、第二百 八十条ノ八第一項、第 二百九十一条第二項、 第二百九十三条ノ第八 一項及ビ第二百九十四 条、有限会社法(昭和 十三年法律第七十四号 ノ)第八条第一項但書、 第十二条ノ二第一項、 第二十八条ノ二第一項 、第四十四条ノ三第一 項、第四十五条及ビ第 五十二条ノ三第一項並 ニ株券等の保管及ビ振 替に関する法律(昭和 五十九年法律第三十号 ノ)第三十二条第七項</p>
<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第百 四十一条ニ於テ準用</p>	<p>(略)</p>	<p>二百四十五条ノ第三 三項ノ規定及ビ投資 信託及び投資法人に 関する法律第百二十 三条第一項ニ於テ準 用スル商法第二百八 十条ノ十八第二項ノ 規定</p>

(略)	(略)	(略)	<p>第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ヒ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>スル商法第三百四十九条第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項ノ規定又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項</p>
(略)	(略)	(略)	<p>第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ヒ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>スル商法第三百四十九条第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項ノ規定又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第五百十条第一項ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項</p>